

平成29年度 第6回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成29年9月29日（金） 午後2時 開議
城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第3回臨時会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第5回定例会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第15号 宮古島市文化ホール運営委員会委員の委嘱について
- 日程第6 議案第16号 宮古島市学校心理士設置要綱について
- 日程第7 議案第17号 宮古島市教育委員会人事異動の承認について
- 日程第8 そ の 他 平成29年度一般会計補正予算（第2号・第3号）
【教育費関連】
- 日程第9 そ の 他 平成29年第5回市議会定例会（9月）一般質問要旨・
答弁（教育部・生涯学習部）
- 日程第10 そ の 他

議案第15号

宮古島市文化ホール運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年9月29日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

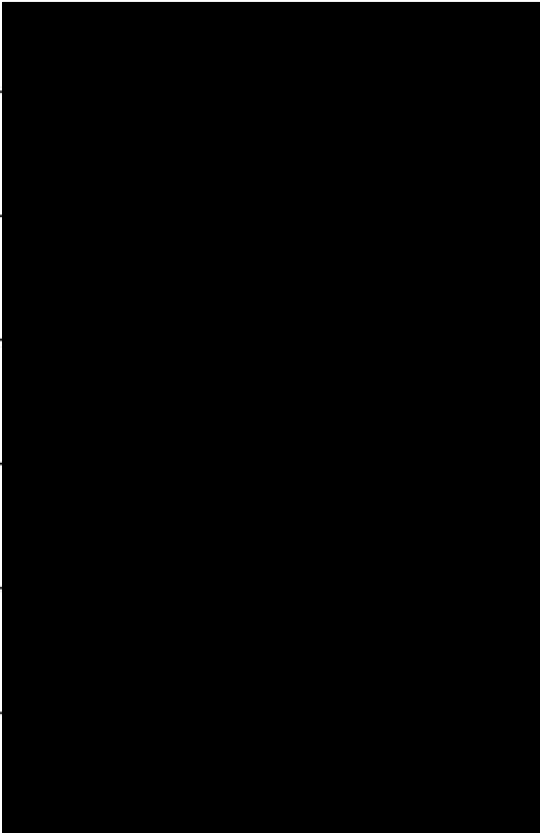
提案理由

宮古島市文化ホール運営委員会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市文化ホール運営委員会委員名簿(案)

任 期 : (自) 平成29年10月1日
(至) 平成31年9月30日

委員名	住 所	備 考
洲鎌 律子		宮古合唱連盟会長
佐渡山 政子		随筆家
池間 美代子		琉球舞踊家
前里 昌吾		男塾 武-D oo 代表
仲宗根 優		劇団ピン座座長
原口 ゆかり		GB ダンススタジオ主宰
佐渡山 武士		宮古高校軽音楽学部指導者

議案第16号

宮古島市学校心理士設置要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年9月29日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

発達に関する課題もしくは心理的な問題を抱える児童生徒に対してアセスメント及び相談支援を行うため、学校心理士を設置するには要綱を制定する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市学校心理士設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第2項（教育の機会均等）の趣旨に基づき、宮古島市立小中学校に在籍する発達に関する課題もしくは心理的な問題を抱える児童生徒（以下「対象児童」という。）に対してアセスメント及び相談支援を行うため、宮古島市教育委員会に学校心理士を設置する。

(身分)

第2条 学校心理士は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職の嘱託員とする。

(職務)

第3条 学校心理士は、宮古島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校からの要請に基づき、対象児童への知能発達検査の実施及び報告書の作成、学校・保護者への検査結果説明。
- (2) 学校からの要請に基づき、対象児童の様子観察及び見立ての報告。
- (3) 学校からの要請に基づき、対象児童・保護者または教員に対する相談支援。
- (4) 対象児童の支援に関して、関係機関及び学校とのネットワークの構築、連携、調整、情報交換。
- (5) その他、教育支援委員会事務局業務支援や、対象児童への援助に関し教育長が心理士としての専門性が必要であると認め指示した事項に関すること。

(委嘱)

第4条 学校心理士は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 臨床心理士、臨床発達心理士又は特別支援教育士等の心理並びに特別支援教育に関する専門的な資格を有する者
- (2) 心理並びに特別支援教育の両面に関し専門的な知識・技術を有する者
- (3) 心理並びに特別支援教育の分野において活動経験の実績等がある者
- (4) 知能発達検査に習熟し、実施、報告書の作成及び結果説明できる者
(委嘱期間)

第5条 学校心理士の委嘱期間は、1年以内とし、特に期限を付した場合を除き委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第6条 学校心理士の報酬及び費用弁償の額は、宮古島市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年宮古島市規則第39号）に定めるところによる。

2 学校心理士の報酬及び費用弁償は、前月1日から末日までを計算期日とし職員の支給定日に準じて支給するものとする。

(勤務条件)

第7条 学校心理士の1カ月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、休日を除き月曜日から金曜日までの1日7時間15分とする。ただし、職務の遂行上、所属長が必要と認めた場合は週29時間の範囲内で勤務時間の割り振りを変更することができる。

2 学校心理士は、病気その他の理由により職務に従事することができないときは、速やかに所属長へ届け出なければならない。

(服務)

第8条 学校心理士は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則、及び臨床心理士会の定める倫理綱領等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 学校心理士は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 学校心理士は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、学校心理士が、次の各号のいずれかに該当すると認め
たときは、委嘱期間内であってもこれを解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 学校心理士として、不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めたとき。

(報告)

第10条 学校心理士は、その業務における活動の状況や勤務状況等を記録し、
教育委員会に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に係る事務は、教育委員会が掌理する。

2 この要綱に定めるもののほか、学校心理士に関し必要な事項は、教育長が
別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

議案第17号

宮古島市教育委員会人事異動の承認について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年9月29日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成29年度人事異動について、承認を求める必要があるため、本案を提出します。